平成２８年（フ）第９号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満1459番地
債務者　奥川　雅斗
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第９６号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋221番地８　コーポフレンディ３－Ａ
債務者　宇栄原一美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３１号
宮城県塩竈市藤倉２丁目16番48号　コーポ藤倉201号、従前の住所宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１－506号　ユートピア杉の入Ⅰ
債務者　阿部　勝美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
仙台市泉区福岡字川崎43番地の10
債務者　早坂ゆかり
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
宮城県宮城郡利府町中央２丁目３番地６　パークハウス201号、従前の住所宮城県塩竈市後楽町14番10号
債務者　眞光ちか子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
茨城県北茨城市磯原町磯原２丁目13番地　ハイム常信303
債務者　石　　智美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４６号
茨城県高萩市大字高戸148番地の３　山崎ビル201
債務者　三橋　竹光
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３０号
長野県上田市上丸子1734番地３　プロムナード・イリーデ203号
債務者　今西　　亮
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３２２号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３－1008号
債務者　柴田実千代
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５５号
神戸市中央区籠池通３丁目３番10号　シャーメゾン紅102号、従前の住所大阪府泉南市新家3488番地の１　オークリジェール101号
債務者　津口　亮太
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５６号
兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｋ棟903号
債務者　林　千恵子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７９号
神戸市兵庫区清水町８番２－203号
債務者　福吉　稔明
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９０号
神戸市東灘区御影石町３丁目11番21－102号
債務者　田原麻奈美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市児島塩生4043番地３
債務者　中田香代子（旧姓仲前）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９号
広島県東広島市西条町下見479番地４　松岡住宅102号
債務者　辰原みゆき
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４３号
広島市西区福島町２丁目28番３－501号
債務者　大浦好里子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部